

札幌市子ども 110 番の家支援事業実施要綱

平成 28 年 2 月 18 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市及び札幌市教育委員会（以下、「市」という。）が実施する「札幌市子ども 110 番の家支援事業（以下、「支援事業」という。）」について必要な事項を定めることにより、市民等が自主的に実施する「子ども 110 番の家」の取組を支援し、子どもを対象とした犯罪被害の抑止、及び、子どもの見守り活動の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 実施団体 子どもの犯罪被害を抑止するため、第 7 条に定める取組を実施している団体で、支援事業に登録している団体をいう。
- (3) 子ども 110 番の家 子どもが不審者又は犯人（以下「不審者等」という。）から避難する目的で実施団体に登録された建物で、登録者が居住し、借受け、又は所有する、市内に存する建物をいう。（以下、「110 番の家」という。）
- (4) 登録者 110 番の家に居住し、借受け又はこれを所有する者で、実施団体に 110 番の家として登録された者（法人を含む。）をいう。

第 2 章 関係団体及び機関

(役割)

第 3 条 支援事業に係る関係団体及び機関（以下、「関係団体等」という。）は、別表 1 のとおりとする。

(実施主体等)

第 4 条 支援事業の実施主体等は、下記のとおりとする。

実施主体：札幌市・札幌市教育委員会

事務局：札幌市

協力・支援：北海道警察・札幌市 P T A 協議会

第3章 札幌市・札幌市教育委員会

(事業)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 実施団体の登録・取消

登録を希望する団体から申請された「子ども110番の家実施団体（登録・変更・取消）申請書」（別紙様式1）に基づき、実施団体として登録する。登録手続きを終えた実施団体については、「札幌市子ども110番の家支援事業登録実施団体一覧」（別紙様式2）に記載のうえ、当該実施団体に対し「札幌市子ども110番の家実施団体登録通知書」（別紙様式3）を交付する。

(2) 表示物・登録者向け対応の手引きの配布

「子ども110番の家」を示す表示物、及び「子ども110番の家」の取組についてのポイントや、緊急時の対処法、緊急連絡先などを記した協力者向け冊子「子ども110番の家対応の手引き」を、登録実施団体の人数分を配布する。

(3) 登録者に対する見舞金補償制度

子どもが、不審者等から避難する目的で、110番の家に避難した際の物的・人的損害に対する見舞金補償制度を設け、登録者への補償を図る。なお、当該保障制度の詳細については、別に定める。

(4) 「子ども110番の家マップ」の作成・配布

実施団体から提出された登録者名簿をもとに、小学校区・まちづくりセンター区域単位で、城内の110番の家などの位置を記載した「子ども110番の家マップ（以下、『110番の家マップ』という。）」を作製し、実施団体等へ配布する。

(5) 実施団体による110番の家普及活動への支援

実施団体の取組に係る広報・PR活動など、実施団体が行う「子ども110番の家」の普及・拡大に向けた支援を推進する。

(6) 学校・PTA・地域など関係団体との情報共有・ネットワーク化

教育委員会・学校・PTA・警察などの関係機関を通じ、情報交換・情報共有を進め、より実効性の高い取組となるよう体制整備を図る。

(7) 110番の家の実効性を高める取組支援

地域内の関係団体の連携を強化し、子ども見守る地域住民と見守られる子ども達との関係を構築することを目的とした、110番の家をはじめとした子どもの安全を図る取組に関する研修会・講演会などを開催する。また、実施団体が開催する110番の家マップを活用したスタンプラリーや交流会などの啓発イベント等への助言を行う。

(8) 登録者、地域防犯団体等による見守り活動の推奨

実施団体などに対して、特に、小学生の登下校時刻である午前8時・午後3時の時間帯における自宅外での子どもの見守り活動（83【ハチサン】運動）を推奨するなど、地域における子ども見守り活動の環境整備を進める。

(9) 札幌市子ども110番の家に係る連絡会議の開催

支援事業の目的を達成するため、関係団体及び地域住民等で構成する連絡会

議を定期的を開催する。連絡会議は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会として位置付け、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の委員を以て構成する。

- (10) その他子どもの安全に資する取組に関すること

第4章 実施団体

(実施団体)

第6条 実施団体は、次条に定める110番の家の取組を、地域の実情に応じて行う。

- 2 実施団体が、支援事業に基づいて市の支援を得ようとするときは、市に対して「子ども110番の家実施団体（登録・変更・取消）申請書」（別紙様式1）の提出により申請する。
- 3 実施団体の申請は、活動する地区のまちづくりセンターに対して行う。実施団体の活動範囲が、複数のまちづくりセンターの範囲に亘る場合には、実施団体の事務局の所在するまちづくりセンターに申請する。
- 4 実施団体が、組織形態、活動内容などを変更する場合、若しくは、活動を停止する場合などは、別紙様式1の提出によりまちづくりセンターに届出る。

(実施団体の取組)

第7条 実施団体は、第1条の目的を達成するため、「実施団体の手引き」に基づき、次の取組を行うよう努める。

- (1) 地域住民に対する周知活動
地域における集会、各種広報紙の利用等により、110番の家の取組趣旨、場所、表示物の形状等を広報し、地域住民等に対し周知を図る。
- (2) 協力者の募集・受付・登録等
地域住民及び保護者等の中から協力者を募集する。協力者の登録・変更等の手続については、次条において定める。
- (3) 登録者名簿の作成・管理
各年度における登録者の状況を「子ども110番の家登録者名簿」（別紙様式4）として整備し、保管する。当該名簿は、毎年度市の指定する時期にまちづくりセンターを通じて市に提出する。
- (4) 登録者への表示物・対応の手引きの配布及び指導
登録者に対し、110番の家に係る表示物及び対応の手引きを配布する。また、登録者に対し、110番の家の趣旨、保護、通報等の具体的な要領等について、対応の手引き等に沿って具体的に指導する。
- (5) 学校・PTA・町内会など地域内の関係団体との情報共有
地域内の関係団体との連携強化を図り、活動地域内における不審者情報等について、登録者、及び、関係団体等との情報共有を行い、110番の家の効果的な機能発揮に努める。
- (6) 110番の家マップを活用した子どもの安全対策

110 番の家マップなどを活用し、地域における防犯対策の検討、子ども及び地域住民に対する周知・啓発などの各種取組を行う。

(7) 子ども等に対する周知・啓発（110 番の家の実効性を高める取組）

関係団体と連携し、子どもに対し、110 番の家の取組趣旨、場所、表示物等の形状等を理解してもらい、また、子ども見守る地域住民と見守られる子ども達との関係を構築することができるよう、周知・啓発等を行う。（例：協力者と子どもとの交流会、ワークショップ、スタンプラリーなど）

(8) 避難事案等発生時の対応

110 番の家において、子どもの避難事案が発生した場合には、対応した登録者から避難状況報告書（別紙様式 6）の提出を求め、報告内容を確認のうえ、事案発生の日からその日を含めて 14 日以内に、市に提出する。また、子どもの避難事案に伴い登録者に事故等が発生した場合には、当該登録者から事故報告書（見舞金制度要綱様式 1）の提出を求め、報告内容を確認のうえ、市に提出する。

なお、見舞金の申請等の詳細については、「札幌市『子ども 110 番の家見舞金補償制度』実施要綱」において定める。

(9) その他子どもの安全に資する取組に関すること

（登録手続）

第 8 条 前条第 2 号に規定する、実施団体における登録手続等については、下記のとおりとする。

2 実施団体の活動区域内において、通学路、及び、子どもが日常的に利用している公園、広場等の近辺に所在する建物の所有者、管理者又は使用者（以下、「所有者等」という。）で、次の要件を全て満たしている者を登録することができる。

- (1) 110 番の家の目的、役割等に賛同している者であること
- (2) 所有者等が、通常、昼間の時間帯に所在している者であること
- (3) 地域における信望があり、適任と認められる者であること

3 登録を申し込む者に対し、『子ども 110 番の家』（登録・取消）申請書（別紙様式 5）の提出を求める。その際には、当該申請書により聴取した個人情報、札幌市に提出されるものであること、本事業のみにおいて使用するものであることを説明し、了承を得なければならない。また、110 番の家マップへの登載の可否について、その意向を確認しなければならない。

4 登録者から登録辞退の申し出があった場合、又は、110 番の家の登録者が、第 2 項各号の要件を欠くと認められる場合、登録を取り消すことができる。

（登録期間）

第 9 条 110 番の家登録者の登録期間は 1 年とする。ただし、実施団体及び登録者双方に異議がなければ更新する。

2 登録期間の途中において、新規に追加登録された者の登録期間の終期は、他の登録者の登録期間の終期と同一とする。

(登録者名簿)

第10条 実施団体は、毎年度、「子ども110番の家登録者名簿(別紙様式4)」を作成する。

- 2 当該名簿は、支援事業の目的・取組のためにのみ使用するものとし、目的外の使用は認めない。
- 3 当該名簿は、実施団体において保管するものとし、毎年度、市の指定する時期に、まちづくりセンターを通じて市に提出する。

(表示物)

第11条 110番の家に係る表示物は、別紙1・別紙2のとおりとする。

- 2 本事業開始以前より110番の家事業を実施し、独自に表示物等を作成・使用している実施団体にあつては、従前より使用している表示物等を使用することができる。

第5章 登録者

(登録手続)

第12条 110番の家への協力を希望する者の登録手続については、下記のとおりとする。

- (1) 地域住民等が110番の家の登録を希望する場合には、自宅の所在する地域の実施団体に対し、「『子ども110番の家』(登録・取消)申請書」(別紙様式5)を提出することにより申し出る。
- (2) 登録者が110番の家の登録を取り消したい場合には、「『子ども110番の家』(登録・取消)申請書」(別紙様式5)を実施団体に届け出ることにより、辞退することができる。その際には、110番の家に係る表示物等を実施団体に返却する。

(登録者の取組)

第13条 登録者は、第1条の目的を達成するため下記の取組を行う。

(1) 平常時の対応

平常時においては、下記①の取組を行う。また、下記②～⑤の取組については、地域及び実施団体の実情に応じて取り組むよう努める。

① 表示物の掲出

登録者は、その玄関先又はその他の子どもが見やすい位置に表示物(別紙1・別紙2)を掲出する。表示物の設置場所は、子どもの目線の高さで、かつ、外部から見えやすい位置に掲出する。

② 登下校時間を中心とした子どもの見守り活動

③ 実施団体・学校・PTA・町内会等との情報共有

④ 110番の家の実効性を高めるイベントへの参加

(指導者研修会、登録者と子どもとの交流会、ワークショップ、スタンプラリー等)

⑤ その他子どもの安全に資する取組

(2) 緊急時の対応

子どもから不審者に遭遇した旨の通報があった場合、又は、子どもが110番の家に避難した場合等においては、主に下記の対応を行う。対応の詳細等については、「子ども110番の家対応の手引き」において定める。

- ① 子どもの保護
- ② 警察への緊急通報、及び、学校、保護者等への連絡
- ③ 不審者発見時の警察への通報
- ④ その他子どもに対する不法行為等を認知した際の警察への通報
- ⑤ 「避難状況報告書」(別紙様式6)、「事故内容報告書」(見舞金制度要綱様式1)による実施団体への報告

第6章 その他

(実施上の留意事項)

第14条 市、及び関係団体等は、支援事業に関し、実施団体・登録者等からの意見・質問等がある場合には、その都度協議し、対応について検討する。

2 110番の家の取組は、保護者や地域住民、関係団体等が一体となって自主的に実施するものであることから、支援事業の実施にあたっては、110番の家の登録者に対し必要以上の負担をかけないように配慮するものとする。

3 登録者名簿の取扱については、札幌市個人情報保護条例の規程等に基づき、適切に管理・運用するよう留意するものとする。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

【別表1】

構成機関、団体等
札幌市
北海道警察
札幌地区防犯協会連合会
地域代表団体(各区1団体)
札幌市小学校長会
札幌市中学校長会
札幌市PTA協議会
札幌市青少年育成委員会
札幌市スクールガードリーダー連絡会
民生委員・児童委員協議会

札幌市子ども 110 番の家支援事業実施団体（登録・変更・取消）申請書

年 月 日

（宛先）札幌市長

所在地
名 称
代表者氏名

札幌市「子ども110番の家」支援事業実施要綱に基づき、（登録・変更・取消）を申請します。

登録番号	※この欄は登録内容変更、取消申請の場合のみご記入ください。		
実施団体名			
事務所の所在地	〒 _____		
電話番号 (FAX)			
URL	http://www.		
代表者	(部署・役職) (氏名)	(連絡先)	
連絡担当者	(部署・役職) (氏名) (e-mail)	(連絡先)	
団体の概要	概 要		
	登録者数	※必ず最新の登録者名簿を添付すること	
	ステッカータイプ	A ・ B	希望枚数 _____ 枚
	活動範囲		
	110 番の家 以外の活動		
PR 事項			

※ 登録内容の変更の場合は、変更となる項目のみ記載してください。

札幌市子ども 110 番の家支援事業実施団体（登録・変更・取消）申請書

平成 28 年 2 月 26 日

（宛先）札幌市長

所在地 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

名称 北 1 西 2 子ども 110 番の家の会

代表者氏名 札幌 太郎

札幌市「子ども 110 番の家」支援事業実施要綱に基づき、（登録・変更・取消）を申請します。

登録番号	※この欄は登録内容変更、取消申請の場合のみご記入ください。		
実施団体名	北 1 西 2 子ども 110 番の家の会		
事務所の所在地	〒060-0809 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目		
電話番号 (FAX)	0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 5 2		
URL	http://www.		
代表者	(部署・役職) 会長 (氏名) 札幌 太郎 (連絡先) 0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 5 2		
連絡担当者	(部署・役職) 総務部長 (氏名) 安全 次郎 (連絡先) 0 1 1 - 2 1 1 - 2 2 5 2 (e-mail) anzen@xx.aaaa.ne.jp		
団体の概要	概要	町内会内にある 2 つの小学校までの通学路の中で、商店・個人宅等 60 ヲ所の「110 番の家」を設置。年に 1 度、両小学校児童との交流会を開催しています	
	登録者数	2 3 7 人 ※必ず最新の登録者名簿を添付すること	
	ステッカータイプ	A ・ B	希望枚数 237 枚
	活動範囲	〇〇・××小学校区	
	110 番の家以外の活動	子どもの見守り活動（ハチサン運動）・ワンワンパトロール	
PR 事項	子ども 110 番の家の取組だけでなく、子どもの見守り活動を幅広く展開しています。		

ステッカーの配布枚数の上限は、登録者数です。

A・Bどちらかを選択してください。1 つの実施団体で 2 つを選択することはできません。

※ 登録内容の変更の場合は、変更となる項目のみ記載してください。

札幌市子ども 110 番の家支援事業実施団体登録通知書

年 月 日

(登録事業者名)

様

札幌市長

次のとおり、「札幌市子ども 110 番の家支援事業」の実施団体に登録しましたので通知いたします。

実施団体名			登録番号
事務所の所在地	〒 _____		
電話番号 (FAX)			
URL	http://www.		
担当者	(部署・役職) (氏名)	(e-mail)	
実施団体の概要	概 要		
	活動開始時期	年 月	
	登録者数	※必ず最新の登録者名簿を添付すること	
	ステッカータイプ	A ・ B	
	活動範囲		
	110 番の家 以外の活動		
PR 事項			

実施団体名	北1西2子ども110番の家の会
-------	-----------------

名簿管理者	安全 次郎
-------	-------

記載例

氏 名	住 所	電話番号	札幌市への個人情報提供	マップへの登載・公表	備 考
札幌 太郎	中央区北1条西2丁目×-×	011-211-2252	可 . 否	可 . 否	
安全 次郎	中央区北2条西1丁目×-×	011-000-0000	可 . 否	可 . 否	
〇〇 〇〇	中央区北5条西2丁目×-×	011-000-1111	可 . 否	可 . 否	
△△ △△	中央区北1条西3丁目×-×	011-000-2222	可 . 否	可 . 否	
◇◇ ◇◇	中央区北3条西2丁目×-×	011-000-3333	可 . 否	可 . 否	
×× ××	中央区北2条西4丁目×-×	011-000-4444	可 . 否	可 . 否	
●● ●●	中央区北4条西1丁目×-×	011-000-5555	可 . 否	可 . 否	
▼▼ ▼▼	中央区北2条西2丁目×-×	011-000-6666	可 . 否	可 . 否	
□□ □□	中央区北2条西1丁目×-×	011-000-7777	可 . 否	可 . 否	
◎◎ ◎◎	中央区北3条西2丁目×-×	011-000-8888	可 . 否	可 . 否	
▽▽ ▼▼	中央区北1条西1丁目×-×	011-000-9999	可 . 否	可 . 否	
■ ■	中央区北4条西5丁目×-×	011-000-0040	可 . 否	可 . 否	
			可 . 否	可 . 否	
			可 . 否	可 . 否	

「子ども 110 番の家」協力者の募集について

「子ども 110 番の家」にご協力いただける家庭を募集しています。

「子ども 110 番の家」とは、子どもの見えやすい場所にステッカーを掲げ、助けを求めて駆け込んできた子どもの安全を確保する場所です。「子ども 110 番の家」にご協力いただける方は、下記の申請書にご記入いただき、お住まいの地域の実施団体にご連絡ください。

- ◎「子ども 110 番の家」は危険を冒してまで不審者を追跡したり、取り押さえたりするなどの対応を求めるものではありません。
- ◎駆け込んできた子どもには思いやりのある対応をお願いするとともに、警察や子どもの家庭や学校に通報していただくようお願いします。
- ◎引越し等により協力することができなくなる際は、登録している実施団体に連絡をお願いします。

当団体は、札幌市が実施する「札幌市子ども 110 番支援事業」に参加しているため、札幌市が実施する見舞金補償制度に係る損害保険契約の締結、及び、「子ども 110 番の家マップ」作製のため、札幌市に対して、申請いただいた下記情報を登録者名簿として提出いたします。

受付:

実施団体:

担 当:

電話番号:

平成 年 月 日

「子ども 110 番の家」（登録・取消）申請書

子ども 110 番の家実施団体 様

氏 名	住 所	電 話 番 号
	区	

- 1 私は、「子ども110番の家」の取組に協力したいので、「子ども110番の家」の登録を申請します。

ご記入いただいた申請内容は、「札幌市子ども110番の家支援事業」のために使用するもの（見舞金補償制度、子ども110番の家マップへの登載、及び登録者の確認・連絡等）で、その他の目的には使用しません。

【意向確認】

(1) 申請内容を札幌市に提供することに同意しますか。 **同意する** ・ **同意しない**

(2) 住所情報を、札幌市の作製する「子ども110番の家マップ」に登載し、公表することに同意しますか。 **同意する** ・ **同意しない**

- 2 私は、「子ども110番の家」の取組を取りやめたいので、「子ども110番の家」の登録取消を申請します。

記載例

「子ども 110 番の家」協力者の募集について

「子ども 110 番の家」にご協力いただける家庭を募集しています。

「子ども 110 番の家」とは、子どもの見えやすい場所にステッカーを掲げ、助けを求めて駆け込んできた子どもの安全を確保する場所です。「子ども 110 番の家」にご協力いただける方は、下記の申請書にご記入いただき、お住まいの地域の実施団体にご連絡ください。

- ◎「子ども 110 番の家」は危険を冒してまで不審者を追跡したり、取り押さえたりするなどの対応を求めるものではありません。
- ◎駆け込んできた子どもには思いやりのある対応をお願いするとともに、警察や子どもの家庭や学校に通報していただくようお願いします。
- ◎引越し等により協力することができなくなる際は、登録している実施団体に連絡をお願いします。

当団体は、札幌市が実施する「札幌市子ども 110 番支援事業」に参加しているため、札幌市が実施する見舞金補償制度に係る損害保険契約の締結、及び、「子ども 110 番の家マップ」作製のため、札幌市に対して、申請いただいた下記情報を登録者名簿として提出いたします。

受付:

実施団体: 北1西2子ども 110 番の家の会
担 当: 安全 次郎 電話番号: 011-211-2252

平成 28 年 3 月 1 日

「子ども 110 番の家」(登録・取消)申請書

北 1 西 2 子 ども 110 番 の 家 の 会 様

氏 名	住 所	電 話 番 号
●● ●●	中 央 区 北1条西2丁目×-×	011-000-0000

1 私は、「子ども110番の家」の取組に協力したいので、「子ども110番の家」の登録を申請します。

ご記入いただいた申請内容は、「札幌市子ども110番の家支援事業」のために使用するもの（見舞金補償制度、子ども110番の家マップへの登載、及び登録者の確認・連絡等）で、その他の目的には使用しません。

【意向確認】

(1) 申請内容を札幌市に提供することに同意しますか。 同意する ・ 同意しない

(2) 住所情報を、札幌市の作製する「子ども110番の家マップ」に登載し、公表することに同意しますか。 同意する ・ 同意しない

2 私は、「子ども110番の家」の取組を取りやめたいので、「子ども110番の家」の登録取消を申請します。

避難状況報告書

(宛先) 札幌市長

実施団体 代表者

実施団体名		登録番号
担当者	(部署・役職) ふりがな (氏名)	(e-mail)
登録者から、避難対応について下記のとおり報告がありましたので、市長あて報告いたします。		

記

子どもが避難を求めてきたことから、避難保護及び対応を行いましたことを報告いたします。

対応者			
住所		電話番号	
避難状況等	日時：	年 月 日	時 分
	避難者：	性別：	男・女
		年代：	～6 歳、7～9 歳、10～12 歳、13～15 歳、16 歳～
	状況：		
対応状況	1 屋内での保護 2 警察への通報 (110 番通報) 3 学校への連絡 4 家族・知人への連絡 5 自宅まで送致 6 その他 ()		
その他特筆事項			

※複数名が避難した場合は、2 人目以降の避難者の性別・年代等を「その他特筆事項」に記載してください。

避難状況報告書

(宛先) 札幌市長

北 1 西 2 子ども 110 番の家の会 代表 札幌 太郎

実施団体が記入する

実施団体名	北 1 西 2 子ども 110 番の家の会	登録番号	53
担当者	(部署・役職) 総務部長 ふりがな (氏名) 安全 次郎 (e-mail) anzen.jiro@××.〇〇〇.ne.jp		
登録者から、避難対応について下記のとおり報告がありましたので、市長あて報告いたします。			

記

子どもが避難を求めてきたことから、避難保護及び対応を行いましたことを報告いたします。

対応した登録者が記入する

対応者	〇〇 〇〇		
住所	中央区北 3 条西 2 丁目×-×	電話番号	011-000-8888
避難状況等	日 時：平成 28 年 7 月 25 日 16 時 20 分		
	避難者： 性別： 男・女 年代： ~6 歳、7~9 歳、10~12 歳、13~15 歳、16 歳~		
	状 況： 〇〇小学校の 2 年生女子児童 3 名が、夏休みでプールからの帰宅途中、対向してきた車両が女兒の横に停車し、「乗って」と声をかけられたので、怖くなって、「子ども 110 番の家」に駆け込んできた。		
対応状況	<ol style="list-style-type: none"> ① 屋内での保護 ② 警察への通報 (110 番通報) ③ 学校への連絡 ④ 家族・知人への連絡 5 自宅まで送致 ⑥ その他 (親が到着するまで自宅内で保護していた。) 		
その他特筆事項	避難児童は 3 名。 3 名とも、〇〇小学校 2 年生で、7 歳の女子児童であった。 警察のほか、学校へも通報した。児童自ら自宅に連絡して、親が迎えにきた。		

※複数名が避難した場合は、2 人目以降の避難者の性別・年代等を「その他特筆事項」に記載してください。

こども

SOS



札幌市こども110番の家

SAPPORO



子ども
110
番の家

